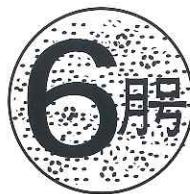


# 知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 恋史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16  
東京建物八重洲ビル2階  
TEL 03(5255)5671(代)  
FAX 03(5255)5675



2020・6・10

AI用いた特許文献検索システム

## 特許庁が特許権を取得

特許庁は、AIを用いた独自の特許文献検索システムに関する特許権（特許第6691280号）を取得するとともに、商標についても出願したと発表した。

特許庁では、実験的にAI技術などを駆使し、言語および特許分類が異なる特許文献を、希望する言語や特許分類にて一括して検索し、管理できるシステム「アドパス(ADPAS)」を開発した。

特許文献のデータ構造は発行される国や地域によって、言語や形式なども異なるため、適切に検索できるような形に変換して蓄積することは、特許審査の質を保つために重要であるという。

今後、このシステムを活用した特許審査を行うとしている。

## 「COVID-19」と戦う知財宣言 コロナ対策で特許を無償開放

トヨタ自動車やキヤノンなど国内大手メーカーと研究機関が発起人となって、知的財産権を無償開放して新型コロナウイルスの早期終結に貢献する「COVID対策支援宣言・OPEN COVID-19 DECLARATION」が発表された。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、必要な治療薬、ワクチン、医療機器、感染防止製品の開発、製造、提供を可能な限り迅速に行なうことが急務。そのためには特許権をはじめ実用新案権、意匠権、著作権などの知的財産権がこれらの行為を阻害することなく、産官学間が協力することが求められている。

今回発表された「COVID-19対策支援宣言」に賛同する国内外の企業、研究機関、個人は、対価や補償を求めることなく、原則として国内外の全ての特許権、実用新案権、意匠権、著作権の権利を使用しないとしている。特許などの知的財産権の利用にかかる期間や費用といった障壁を取り除くことで、利用する企業が円滑に賛同企業の技術を活用できるようになる。

宣言は原則として、世界保健機関（WHO）

が新型コロナウイルス感染症まん延の終結宣言を行う日まで有効としている。



## 日本酒の飲み頃示すシール ▽宝酒造▽ 酒類で初のホログラム商標登録

宝酒造は、「清酒松竹梅特定名称酒スリムパック」シリーズに使用している「のみごろサイン」シールが、ホログラム商標に登録されたと発表した（商標登録第6241211号）。温度変化により表示内容が変化する日本初のホログラム商標登録で、酒類カテゴリーでは初めて。

「のみごろサイン」シールは、商品パッケージに添付されていて、商品が冷えるにしたがって徳利の色が濃くなり、飲み頃の温度になると「のみごろ」の文字と雪の結晶デザインが浮かび上がる。示温インクを用いることで商品の温度により、表示される内容の一部が変化する仕組みとなっている。

「ホログラム商標」は、ホログラフィーなどの方法で文字や図形などの見え方が変化する商標で、2015年から導入された「音商標」「色彩のみからなる商標」「動き商標」などの新しいタイプの商標の1つである。



常温(約20°C以上の温度)

冷藏(約10°C以下の温度)

<出典：宝ホールディングス>

## 解説

**進歩性の判断**  
 (主引用文献に副引用文献を適用する動機付け)  
**知的財産高等裁判所 平成31年(行ケ)**  
**第10043号 審決取消請求事件**  
**判決言渡 令和2年2月20日**

**第1 事案の概要**

被告は、発明の名称を「高コントラストタイヤパターン及びその製作方法」とする特許第5642795号（本件特許）の特許権者である。

原告が本件特許につき特許庁に無効審判を請求し（無効2016-800115号事件）、被告が特許請求の範囲の訂正を請求した。特許庁は、「特許第5642795号の特許請求の範囲を訂正請求書に添付された訂正特許請求の範囲とのおり訂正することを認める。特許第5642795号の請求項1～6に記載された発明についての特許に対する本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）を下し、原告が本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

原告が主張した取消事由は多岐にわたるが、ここでは、取消事由3（本件発明3（訂正後の請求項3記載の発明）の進歩性判断の誤り）に関する部分のみを紹介する。

**第2 判決**

- 1 特許庁が無効2016-800115号事件について平成31年2月26日にした審決のうち、特許第5642795号の請求項1ないし6に係る部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

**第3 理由****(1) 本件審決の理由の要旨**

原告主張の取消事由3と関連する部分の本件審決の理由は、本件発明3について、甲1文献（特許第3007825号公報）に記載された発明（甲1発明）及び甲2文献（特開2003-252012号公報）に記載された事項に基づいて容易に発明することができたとはいえない、進歩性を欠くとはいえない、というものである。

**(2) 一致点及び相違点**

甲1発明並びに甲1発明と本件発明3との一致点及び相違点についての審決の認定が妥当であることは、当事者間に争いはない。すなわち、両発明は以下の【一致点】で一致し、【相違点2】について相違する。

**【一致点】**

可視面を有するタイヤであって、前記可視面は、該可視面とコントラストをなすパターンを有し、前記パターンは、互いに実質的に平行であり且つ0.5mm未満のピッチ（p）で配置された複数個のブレードを有し、前記ブレードは、前記ブレードのベースから前記ブレードの端に向かって減少した断面を有し、前記ブレードは各ブレード間に空間が存在するように配置され、各ブレードは、0.1mm～0.5mmの平均幅（d）を有する、タイヤ。

**【相違点2】**

本件発明3は「ブレードの壁は、その面積の少なくとも1/4にわたり、5μm～30μmの平均粗さRzを有し、この平均粗さを有するブレードの壁は、ブレードの高さの下四分の一に位置している」との事項を有しているのに対して、甲1発明は、多数の細溝4から形成される壁状の構造の平均粗さについて特定されていない点。

審決は、相違点2は容易想到ではないとした。

**(3) 甲2文献に記載された技術的事項**

甲2文献には、時間の経過によって、ゴムに添加されたワックス等の油分や老化防止剤などの添加剤がタイヤの外表面に移行して滲み出し、反射光等によっては外表面がざらついて見えることがあり外観を損ねやすいという課題を解決することを目的として、タイヤの外表面の少なくとも一部に、十点平均粗さRzが5～100μmであり、かつ局部山頂の平均間隔Sが20～150μmの表面粗さを有する粗面部5を含むとの技術的事項が記載されていると認められる。

**(4) 相違点2の容易想到性**

甲1発明は、タイヤのサイドウォール面に設けた表示マークの識別性を向上させることを目的とするものであるから、当業者であれば、表示マークの識別性をさらに向上させることを検討すると考えられる。また、甲1の記載からすれば、表示マークの識別性向上は、タイヤの外観を優れたものとするための一手段であり、甲1発明のタイヤの外観をさらに向上させる手段があるのであれば、それが望ましいことといえる。

甲2文献は、空気入りタイヤを技術分野としているから、本件発明と技術分野が共通しており、しかも甲2文献は外観を向上することを目的とするとされているから、甲1発明に接した当業者であれば、甲2文献に記載された内容を検討対象とすると考えられる。

甲2文献の記載を具体的に見ると、時間の経過によって、タイヤのゴムに添加されたワックス等の油分や老化防止剤などの添加剤がタイヤの外表面に移行して滲み出し、外観を損ねるという現象を課題として認識し、これを解決するための技術的事項が記載されたものであることがわかる。

このような現象は、甲1発明のタイヤ全体に生じうるものといえるが、そうなれば甲1発明のタイヤの外観を損なうことになる。また、このような現象は、甲1発明の表示マーク部分にも生じうるものであり、そうなれば表示マークの識別性の低下をもたらす。

よって、甲2文献の記載事項は、表示マーク部分を含む、甲1発明のタイヤの外観をさらに向上させるのに適した内容と考えられるから、当業者であれば、甲1発明に甲2文献の記載事項を組み合わせることを試みる十分な動機付けがあるといえる。

甲2文献には、コントラストを高めるという発想はないが、そうであっても、別の理由から、甲1発明との組み合わせが試みられるることは、以上に述べたところから明らかである。

甲1発明に甲2文献の記載事項を適用するにあたっては、甲2文献には、標章等の模様をも粗面部とすること、タイヤ1の外表面全体あるいはサイドウォール部を粗面部とすることが望ましいことが記載されているから、甲1発明のタイヤの細溝によって形成された表示マークを含めたサイドウォール面全体に、甲2文献所定の表面粗さを設ける構成することが考えられる。

平均粗さで5μmから100μmとされているが、それに加え、下限を5μmとすべきであり、これより小さな表面粗さでは、タイヤが白っぽく見え、しかも油分などのざらつきなどが目立ちやすくなること、特に好ましくは15～35μmであることが記載され、さらに、それぞれ表面粗さを10μm、30μmとする実施例1、2が開示され、特に30μmの実施例2が、新品時外観及び暴露時外観の双方で最高得点と評価されていることからすれば、甲1発明に組み合わせるにあたって、表面粗さを5μm～30μmとすることは、当業者が適宜設計する事項の範囲内であるといえる。

以上のとおり、甲1発明と甲2文献の記載事項を組み合わせる動機づけがあり、当業者であれば、両者を組み合わせ、細溝を含むサイドウォール面全体に、5μm～30μmの表面粗さを設ける構成に容易に想到すると認められる。

そして、前記の構成は、相違点2に係る本件発明3の構成に含まれるといえる。

本件発明3には、甲1発明に甲2文献の粗面部を適用した構成と同程度のコントラストしか生じないものが含まれているのであるから、甲1発明に甲2文献の粗面部を適用した構成が、本件発明の目的を達成できていないとはいえない。また、以上によれば、本件発明3に、顕著な作用効果があるとも認められない。

以上のとおり、甲1発明に甲2文献に記載された事項を適用することにより相違点2に係る本件発明3の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものと認められるから、この容易想到性が認められないことを理由に、本件発明3について無効理由が成り立たないものとした本件審決の判断は誤りである。

**第4 考察**

主引用文献記載の発明に副引用文献記載の事項を適用しても想到容易ではなく進歩性を有するとした特許庁の判断が取り消されたものである。

実務の参考になるところがあると思われる所以紹介した。

以上

# 持続化給付金の申請始まる 中小は最大200万円支給

## ■対象、支給要件、申請方法など■

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが前年同月比で50%以上減少している法人や個人事業主に対して現金を給付する「持続化給付金」の申請受付が始まった。

### ◇対象◇

対象は、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが前年同月比で50%以上減少している資本金10億円未満の中堅・中小企業や個人事業主。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人といった会社以外の法人も給付対象となる。

### ◇支給要件◇

2020年1月から2020年12月のうち、前年同月比で売り上げが50%以上減少したひと月について事業者が選択できる。具体的には、2020年1月から2020年12月のうち、いずれか1月でも売上が2019年の同じ月と比べて50%以上減少しているのであれば支給要件を満たすということになる。

### ◇算出方法◇

給付額：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

この金額が法人は200万円、個人事業主は100万円を下回る場合には、上記の計算式によって計算した金額が給付を受けられる最大額となる。

### ◇申請に必要な書類と申請手順◇

申請期間は、2020年5月1日から2021年1月15日まで。申請は、持続化給付金ホームページか

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

## 「関連意匠制度の拡充に

### 関するQ&A】を公表

#### ■特許庁■

特許庁は、「関連意匠制度の拡充に関するQ&A」を公表した。

令和2年4月1日に施行された意匠法の改正では、大幅な改正が行われ、関連意匠制度が拡充された。Q&Aでは、関連意匠制度の拡充に伴い、関連意匠制度の審査運用について、ユーザーか

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	A-3-AR
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【本意匠の表示】	意匠〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ鑑
(以下略)	

#### 本意匠の状態に応じた主要な記載例

- ・例：出願番号が通知されているとき  
【本意匠の表示】  
【出願番号】 意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
- ・例：意匠登録の番号を知ったとき  
【本意匠の表示】  
【登録番号】 意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号
- ・例：出願番号が通知されていないとき  
【本意匠の表示】  
【出願日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願  
【整理番号】 A-3-AN

中小企業など法人 最大200万円

フリーランス含む個人事業主 最大100万円

支給要件 売り上げが前年同月比で50%以上減少  
[減少分の計算方法]

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比50%以上減の月の売り上げ×12カ月)

例 2019年の総売上が1200万円で、月別の売り上げが下記の法人の場合

	1月	2月	3月
2019年	100万円	100万円	150万円
20年	90万円	80万円	70万円
前年同月比	約10%減	約20%減	約53%減

1200万円 - 840万円 ( 70万円 × 12カ月 ) = 360万円  
最大200万円の給付が受けられます

らの電子申請となる。

申請に必要な書類は以下のとおり。

- ・2019年（法人は前事業年度）確定申告書類
- ・売上減少となった月の売上台帳の写し
- ・通帳の写し

確定申告書類は、「確定申告書別表一」の控えが1枚、「法人事業概況説明書」の控えが2枚の計3枚を用意する。

売上台帳の写しは、フォーマットの指定ではなく、対象月の事業収入額がわかるもの（2020年〇月と明確に記載されているなど）であれば、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構わない。

◇ホームページ（パソコン、スマートフォンから申請可能）

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

ら寄せられる質問への回答をまとめたものとなっている。記載されている問い合わせの例を紹介する。

### ◇願書について◇

【問1】関連意匠として出願する場合、願書にどのような記載をすれば良いのですか？

【答】願書に、「本意匠の表示」の欄を設けて、本意匠を記載します。なお、関連意匠を本意匠とする関連意匠を出願する場合に、「基礎意匠」（本意匠のうち最初に選択されたもの）を記載する必要はありません。

◇改正意匠法の施行前に出願した意匠を本意匠とする場合について◇

【問2】改正意匠法の施行前に出願した意匠を本意匠とすることはできますか？

【答】可能です。ただし、関連意匠として意匠登録を受けるためには、基礎意匠の出願から10年を経過する日前までに関連意匠の出願をする必要があります。

# 審 決 紹 介

本願商標「0120-160-901」、「イツモキレイ」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2019-8275、令和2年3月3日審決、審決公報第244号）

## 1 本願商標

本願商標は、「0120-160-901」及び「イツモキレイ」の文字を上下2段に横書きしてなり、第35類「化粧品及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、薬剤・医療補助品の小売・卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」及び第44類「医療情報の提供、薬剤情報の提供、美容に関する情報の提供、栄養の指導」を指定役務として、平成30年6月5日に登録出願されたものである。

## 2 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、〔0120-160-901〕及び〔イツモキレイ〕の文字を上下2段に横書きしてなるところ、上段の〔0120-160-901〕の数字及び記号は電話番号を表したものと認識され、また、下段の〔イツモキレイ〕の文字は、本願に係る指定役務を取り扱う業界との関係において、いつも綺麗でいるための商品やその方法を表す語である「いつも綺麗」や「いつもキレイ」の文字を片仮名で表記したものと容易に認識されるものである。そうすると、本願商標をその指定役務に使用しても、これに接する需要者は、電話番号と役務の特徴や伝文句を表したものとして認識するにとどまり、自他役務の識別標識としては認識し得ないものであるから、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標ということが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「0120-160-901」の数字とハイフンの組合せと「イツモキレイ」の文字とを上下2段に横書きした構成からなるものである。

そして、本願商標の構成中、上段の「0120-160-901」の数字とハイフンの組合せからなる部分は、その構成様態から電話番号を表したものと認識されるにとどまるものである。

また、本願商標の構成中、下段の「イツモキレイ」の文字部分は、当審において職権をもって調査するも、本願の指定役務の分野において、役務の特徴や宣伝広告等を表示するものとして一般に使用されている事実を発見できず、また、本願の指定役務の取引者、需要者が、当該文字を自他役務の識別標識とは認識しないというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その構成中「0120-160-901」の部分は、電話番号を表したものと認識されるにとどまり、自他役務の識別標識としての機能を果たし得る部分とはいえないものの、「イツモキレイ」の文字部分は、本願の指定役務との関係において、自他役務の識別標識としての機能を十分に果たし得るといえるものであるから、構成全体として需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標とはいえないものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## お し ら せ

### ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権  
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPをご確認下さい。)

昭和35年	商標登録第560014号の11～第560965号
〃 45年	商標登録第878305号～第881366号
〃 55年	商標登録第1442607号～第1446299号
平成2年	商標登録第2279003号～第2286890号
平成12年	商標登録第3371384号～第3371386号
平成12年	商標登録第4429070号～第4436035号
平成22年	商標登録第5365218号～第5372176号

各年の11月1日～11月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。  
更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

本願商標（別掲）は、商標法第4条第1項第6号に該当しないと判断された事例（不服2019-6052、令和2年3月10日審決、審決公報第243号）

本願商標（別掲）

日本橋 天井 金子屋  
構成からなり、第43類【一時宿泊】施設の提供、宿泊施設の予約の代理・媒介又は取次ぎ、飲食物の提供、うどん又はそばの提供、レストランにおける飲食物の提供、レストランにおける飲食物の提供に関する情報の提供】他を指定役務として、平成28年7月21日に登録出願されたものである。

## 2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、その構成中に国立大学法人筑波大学の校章として著名な標章と類似する图形を有してなるものである。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

### (1) 本願商標について

本願商標は、別掲1のとおり、「日本橋」及び「天井」の文字を2段に横書きし、その横に「五三の桐」の家紋状の图形（以下「桐图形」という。）を配し、さらに横に筆文字風の書体で「金子屋」の文字を横書きした構成からなるところ、その構成中の桐图形は、家紋の1つである「五三の桐」の紋所として看取し得るものであり、請求人の提出した、令和元年6月18日付け手続補足書の甲第5号証ないし甲第7号証及び当審における職権調査によれば、「五三の桐」の家紋は、多少のデザインの差異があるものの、企業や組織等において、シンボルマーク等として広く使用されている実情が見受けられる。

### (2) 原査定において引用する標章について

原査定において商標法第4条第1項第6号に該当する理由として引用する標章（以下「引用標章」という。）は、別掲2のとおりの構成からなるところ、上記手続補足書の甲第1号証によれば、家紋の1つである「五三の桐」をモチーフとした图形の花の部分のみ「藤」で表される独特の形狀からなるものであり、「筑波大学」のシンボルマーク（校章）として使用されていることが認められる。

そして、当審における職権調査によれば、引用標章は、筑波大学の関係者には「筑波大学」を表すシンボルマーク（校章）として認識されているとしても、一般に広く知られているという事情は見いだせなかつた。

### (3) 商標法第4条第1項第6号該当性について

以上のことからすると、「五三の桐」の家紋は、企業や組織等において、シンボルマーク等として広く使用されているものであつて、「五三の桐」の家紋をモチーフとした「筑波大学」のシンボルマーク（校章）である引用標章は、一般に広く知られているという事情は見いだせないものである。

そうすると、本願商標は、その構成中に、引用標章と類似の「五三の桐」の家紋を看取させる图形を含むとしても、引用標章は、著名であるとはいえないものであるから、本願商標は、公益に関する団体であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標ということはできないものである。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当しない。

### (4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に引用標章（別掲2）該当しないものであるから、本願商標が同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。



### ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成29年7月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは6月中審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

### ●特許、商標の出願状況（推定）

	特 訸	商 標
令和2年3月分	37,012	14,815
前 年 比	96%	96%

詳しくは特許庁HPをご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)